

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 5 年度 第 3 回 滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 5 年 10 月 26 日 (木) 9 時 29 分 ~ 11 時 31 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 片山 聡 松田有加 労働者代表委員 (定数 3 人) 池内正博 松井大介 使用者代表委員 (定数 3 人) 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>< 労働者側代表の主張 ></p> <p>海外での業績は厳しい面もあるが、国内では受注は 1 年先位まであり、部品さえあれば生産できる状況にあり、見通しはそう悪くない。</p> <p>中小が厳しいのは理解するが、自動車産業だけでなくすべての産業に共通している。</p> <p>連合の春闘妥結結果や大津市の消費者物価指数、連合リビングウェイジとの差を参考に引き上げ額を提示。</p> <p>さらに踏み込んで、連合の春闘妥結結果に加えて、昨年度が他産業より 1 円低かったため、その差を埋めたい。</p> <p>その後、更に協議を経て、全会一致の引上額 35 円で合意した。</p> <p>< 使用者側代表の主張 ></p> <p>最大市場である中国での販売状況は、1 ~ 8 月前年比各メーカー減少しており見通しは厳しい状況である。</p> <p>コロナ禍前の状況と比較しても、部品を供給している企業は決して良い状況ではない。</p> <p>経団連集計の中小企業の製造業平均アップ率を参考にした引上げ額を提示したいが、そこから歩み寄って引上げを提示する。</p> <p>B ランクの 14 県の単純平均と比較しても、決して低い数字ではない。</p> <p>他県の結審状況からみても、労働者側の提示額は高すぎる。</p> <p>自動車産業の状況として、メーカーは現時点良い状況であるが、中小は価格転嫁も進まず、非常に厳しい状況にある。</p> <p>既に県内の他産業で結審しているが、一般機械と精密・電気の状</p>

況は同程度であると考えており、精密・電気を高くしたのは、労働協約ケースであることと、現在の最賃額の絶対額が低いことからであって、自動車が一般機械より良いとは考えていない。

産業構造が似ている他県との差を縮める意味合いも込め引上げ額を提示し、その後の協議を経て、全会一致の引上額 35 円で合意した。

- ・全会一致で結審し、専門部会報告を作成する。

引上額 35 円となる時間額 1,016 円で専門部会報告書を作成し、滋賀地方最低賃金議会に報告。

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用していないため、令和 5 年 11 月 1 日開催の滋賀地方最低賃金審議会で審議、答申予定。